

議案第8号

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新居浜市水道事業給水条例（平成10年条例第16号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項、第35条第2項ただし書及び第39条第1号中「厚生労働省令」を  
「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

水道法の一部が改正され、厚生労働大臣の権限の一部が国土交通大臣へ移管されることによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。